Kobe University Repository : Kernel

PDF issue: 2025-07-16

日本古代国家の社会編成と地域社会

坂江，渉

(Degree)
博士（文学）
(Date of Degree)
2013-06-26
(Resource Type)
doctoral thesis
(Report Number)
乙第3222号
(URL)
https://hdl.handle.net/20.500.14094/D2003222

※ 当コンテンツは神戸大学の学術成果です。無断複製・不正使用等を禁じます。著作権法で認められている範囲内で、適切にご利用ください。

学位論文内容の要約

論文題目
日本古代国家の社会編成と地域社会

氏　名
坂　江　　渉

〔学位論文内容の要約〕

日本古代国家の社会編成と地域社会

坂江　　渉

本稿は、古代の交通論の視座を重視しながら、日本古代国家の形成・発展期、とくに律令制下の王権による社会編成（農民編成）のあり方とその変遷について明らかにし、それとともにその根底にある地域社会や共同体の内実を探ることを目的とした。

これらの問題について、従来、古代史研究に大きな影響力を与えてきたのは、石母田正の首長制論を巧みに読み替えた吉田孝氏の所説である（同『律令国家と古代の社会』岩波書店、1983 年）。吉田説の大枠は、つぎのとおりである。

① 8 世紀前後の日本の地域社会は、双系制原理にもとづく流動的で不安定な社会で、父系制の中国と比べて「未開」で遅れた社会であった。これにより社会には、律令制を支える村落共同体は存在しなかった。

②またこうした社会のあり方を反映して、日本古代国家の社会編成原理（律令制的統治機構）は、中国のように十分機能していなかった。それは日本の貴族層が中国から「早熟的に先取り」した国制上の青写真にすぎなかったと捉えられる。

③ところが 8 世紀半ば以降、未開な社会と文明として律令制との間の「交流」が始まりだす。やがて 9 世紀代の列島社会では、「建て前」としての「小帝国意識」（＝民夷や土浪間の区別を強調する意識）が急速に希薄化する。そのことによりこの時期、一つの安定的なレジーム＝古典的な国制が確立した。

これが吉田説の概略である。しかしこのような見方には多くの問題があり、したがうことは出来ない。その中でもっとも大きな問題点は、吉田説には事実上、一国史の見地にたつ歴史認識と、それにもとづく単純な「日中比較史」の方法が組み込まれていることである。そもそも氏の説においては、律令制以前の段階から、日中相互の諸集団・諸身分が相互にかわしてきた交流や影響力の問題が、まったく考慮されていない。

たしかに吉田氏が継承した石母田説においても、「文明」＝中国、「未開」＝倭国（日本）という視座が含まれていた。しかしその上で石母田氏が重視したのは、そうした発展段階や社会構成を異にする諸民族、諸集団間で展開した「国際交通」の役割の大きさである。石母田氏は、日本古代国家の形成過程と社会編成のあり方に対して、この国際交通が決定的に重要に作用し、またその「反作用」ともいうべき人民的な交通の進展が、つぎの時代を切り開くとも述べている。

本稿では、このような石母田氏の「交通論」の方法を継承し、まずは古代国家の社会編成のあり方とその変遷について考えた。それとともに、その根底にある社会の捉え方について、吉田氏とは異なる切り口、すなわち当時の自然環境や生活・生存条件に眼を向けた視角を取り入れた。8 世紀代の地域社会が「未開」な社会ではなく、その中には一定の秩序意識と自前の規範意識を形成させた共同体が存在したことを明らかにした。

論文の構成は、第Ⅰ部と第Ⅱ部の二部構成とし、第Ⅰ部では「日本古代国家の社会編成」、第Ⅱ部では「古代の共同体と地域社会」というテーマを掲げ、それぞれ 3 つの章において上記の課題の解明に迫った。以下、各章の考察結果を概略する。

第Ⅰ部の第一章「日本古代の力田について」では、大宝律令の施行から 10 年程度経た和銅・養老年間に始まった古代国家の力田政策の本質を明らかにした。それが中国から取り入れられた新しい施策、すなわち国家的な農民規範の奨励策であったことを指摘した。従来の力田＝富豪層とみる通説的理解を批判した。またそれが和銅・養老年間に開始された要因については、その当時、急速に増大した浮浪・逃亡現象が関連していたことを指摘した。

ついで**第Ⅰ部の第二章**「古代国家の農民規範と地域社会」では、第一章で解明した日本の力田＝国家的な農民規範の問題を、律令制的な社会編成原理の問題の中に位置づけ直し、その意義について考察した。ここではまず中国の力田政策の中身や社会編成原理との関わりを分析した。それによると中国の力田政策は、秦漢～隋唐期の統一王権の社会編成原理、士農工商の「四民分業」論的な社会編成原理の中に位置づけられていた。そのため力田の推挙・褒賞策は、基本的に農・工商間の不均等発展期に発令される傾向が強く、さらに力田の規範要件としては、もっぱら「農桑労働への専念」が求められていたことなどを明らかにした。

それに対して日本の力田政策は、社会的分業とは無関係で、基本的に浮浪・逃亡の増大と密接な関わりを有した。それを抑止するねらいをもち、またこれは日本の律令制的な社会編成が、浮浪逃亡との対比のもと、原則としてすべての農民を地域・領域ごとに、しかも一元的に支配・組織する原理にもとづいていたことと深く関連していた。この点で 8 世紀初頭の力田政策は、このような社会編成原理を「規範意識」の面から補強し、強化していく施策の一環をなすことなどを述べた。

第Ⅰ部の第三章「古代国家の社会編成の転換と浮浪人認識　―「不論土浪」策の登場―」は、前章でみた律令制的社会編成の転換について検討した。古代国家の浮浪人認識は、基本的に彼らを編戸民（＝公民・土人）と区別して、法制上・倫理上の「逸脱者」と遇する点に特徴があった。ところが 8 世紀末以降、蝦夷への征討対策を一つの契機とする「不論土浪」策が登場する。これを土人（編戸民）と浪人（浮浪人）の制度的区別の解消や融合をめざす策とみる説（吉田孝説）があるが、そうではない。両者の差異化を維持しつつも、その安定的両立をはかろうとする統合原理にもとづいていた。この点で古代国家の社会編成原理は、この時期以降、「籍帳」にもとづく土人と「浮浪人帳」にもとづく浪人に対する二元的な体制に移行したと捉えられる。このような政策転換の根底の一つには、宝亀 11（780）年以降の蝦夷問題、すなわち律令国家に対する蜂起集団内部での「民」と「俘」の連携という、従来の国際的交通への反作用として生まれた「人民的な交通」の展開があったことを述べた。

つぎに第Ⅱ部では、その当時の過酷な自然的・社会環境の問題に眼を向けつつ、婚姻や出産（生殖）という社会の再生産や人口の維持に関わる史料を中心にして、村レベルの共同体結集のあり方、あるいは族長層と農民間の支配―被支配関係の実像について考察した。

第Ⅱ部の第一章は、「古代女性の婚姻規範　―美女伝承と歌垣―」と題して、古代女性の婚姻規範の中身を検討した。『古事記』と『日本書紀』にみえる非常に似通った「悲劇」の美女伝承にスポットをあて、それらがどこで、なぜ作られたかを考えた。その結果、伝承そのものは各地の歌垣民謡（美女の悪口歌）を淵源にしており、8 世紀前後の地域社会

では、「女性＝皆婚」という社会的規範が存在したことを明らかにした。平均寿命が 30 歳前後という過酷な生存条件と自然環境の社会においては、必然的に出産につながる婚姻は社会的関心事項にならざるを得ない。そのもとで上のような婚姻規範や美女をめぐる「不幸」な伝承が形成されたと推定した。

つぎに**第Ⅱ部の第二章**「古代の地域社会と農民結合」は、前章で扱った歌垣民謡や女性の婚姻規範の問題を基軸にしつつ、古代共同体論の再構築をめざした。従来の通説的意見では、古代の地域社会には、自立的な村落共同体は存在せず、農民たちは郡レベルの在地首長層の「オホヤケ」機能に包摂されながら生活していたと説かれてきた。しかし本章の考察によると、当時の農民は、その平均寿命が 30 歳前後という過酷な生活環境のもと、少なくとも婚姻や生殖という、自分たちの直接的な生存や生命維持に関わる事項に関して、各地の村単位で自律的な組織を作って婚姻・出産を奨励し、社会そのものの維持や再生産をはかっていた。しかもそこでは相互を律する形の自前の婚姻規範も形成されており、これ自身、国家権力や族長層の統制や庇護から自立した、一つの共同体組織と理解できることなどを指摘した。

第Ⅱ部の第三章「『国占め』神話の歴史的前提　―古代の食膳と勧農儀礼―」では、『播磨国風土記』の中の「国占め」に関する神話群に焦点をしぼり、古代の地域社会における族長層の地域支配の実像解明につとめた。それによると、古代の地域社会の支配者たちは、秋の収穫期、自ら「神の資格」において周辺農民が捧げだした「新米の飯（いひ）」を口にするというヒジュアルな行事（食膳儀礼）をおこない、それにより農民たちに対する自己の現実な支配・領有関係を可視的に確認していた。ただし支配のあり方は決してこれだけに尽きなかった。その一方で、族長層は毎年春先において「聖なる」種籾を農民たちに下行する勧農の儀式もおこなっており、当時の地域支配のあり方は、こうした農民たちへの再生産保障機能の執行と不可欠に結びついていたことを指摘した。

終章では、以上の検討を踏まえた上での全体的結論と、これまでの通説的理解とは異なる古代国家像や地域社会論を提示し、さらに一、二の課題を述べた。